

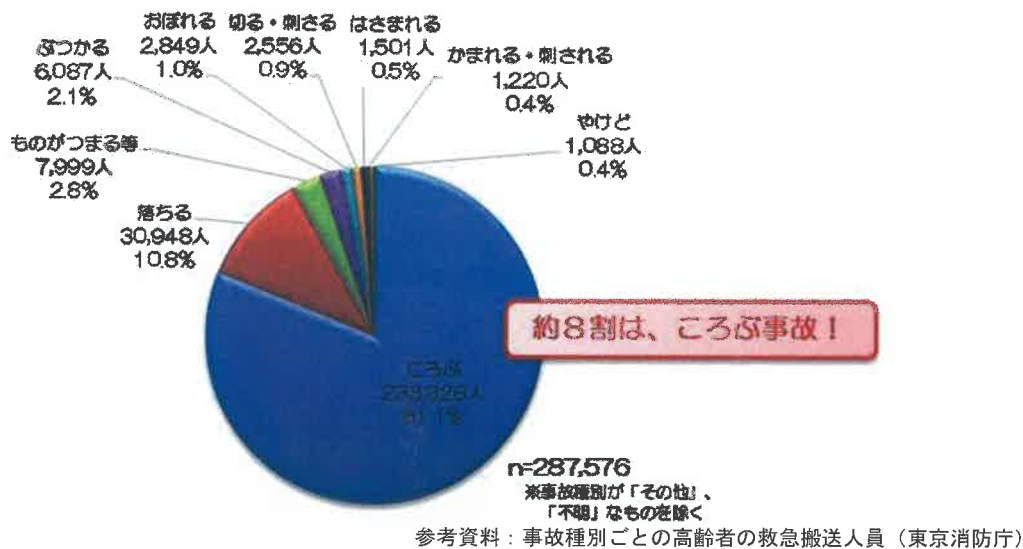
ケアケア畳®
ケアケア・ハイハイ畳®
(衝撃緩和型畳床)



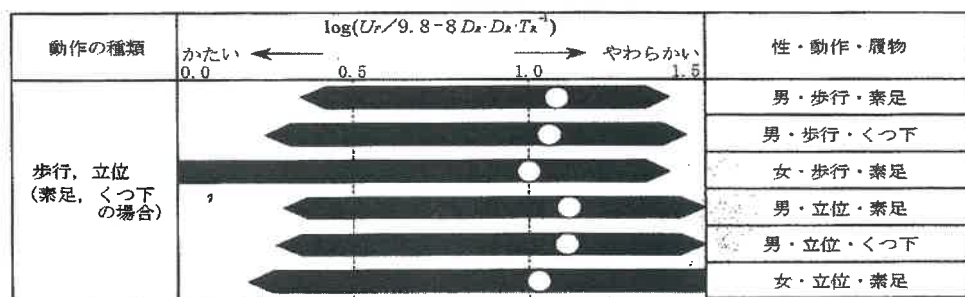
一般社団法人日本畳産業協会
全日本畳事業協同組合

■開発コンセプト

畳（床材）は常時肌に触れている材料であり様々な動作を行い、安全性や居住性に最も大きく影響します。近年、高齢化により高齢者の日常生活における転倒事故も多く発生し問題となっております。どれだけの福祉用具を張り巡らせても転倒自体を防ぐことは困難であると考えました。



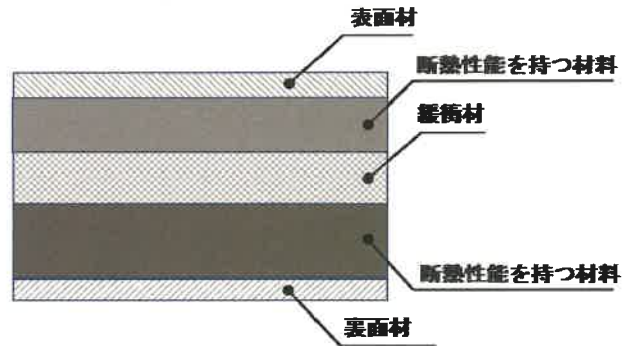
転倒して骨折するというリスクを軽減するためには、衝撃を緩和する安全な畳（床材）が必要であると考えました。同時に歩きやすく疲労感の少ないことが居住性の向上と考え、日常的な動作時の硬さを加えた性能も必要であると考えました。



●：評価段階「③ やや不適である」を許容基準とした場合の許容範囲（例）
○：最適値

（出展：日本建築学科会 床性能指針）

以上の観点から、畳でユカ座ではイス座よりも人と人との距離が自由に調節でき様々な姿勢が可能となるため落ち着きやすい空間を造る事ができます。日本人の文化に密接に関わる畳（床材）で安全性や居住性の向上を目指した畳を開発しました。



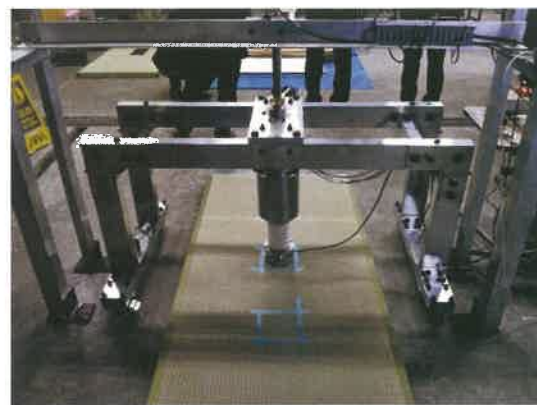
■ 性能目標は転倒衝突時の安全性

安心できる畳を作り上げていくうえで目標値も探りました！

- ・ 体育館の床の硬さに関する基礎研究を参考に障害発生予測率 10%以下を目標
- ・ 転倒衝突時の硬さ 50G 以下



転倒衝突時の硬さ試験



日常的な動作時の硬さ試験

一般財団法人日本建築総合試験所試験研究センターに於いて

～はじめてみませんか～ 畳で子育て！ お子様の健やかな成長に・・・

【産後すぐ～2ヶ月】 添い寝やおむつ替え

[POINT 1]

産後のママは骨盤が不安定になっているため、ベッドからの乗り降りで骨盤がゆるむことがあります。畳なら自然な動作で寝起きできるので、**骨盤調整に最適**です。

[POINT 2]

畳は添い寝や添い乳、抱っこの準備や赤ちゃんの着替え、おむつ替えなどがしやすいのが特長です。また、**リラックス効果**があるイ草の香りでパパもママも快適に生活することができます。

[POINT 3]

大人の何倍も汗をかくといわれている赤ちゃん。畳表（ゴザ）に使われているイ草の中心にあるスポンジ部分には、**湿度調整機能**があるため布団などの湿気にも安心です。

[POINT 4]

部屋の空気をキレイにしてくれる畳は天然の**空気清浄器**。汗のにおいやおしっこの臭などもスッキリ。また、防カビ・防ダニ加工をすることでダニやカビが原因の**アレルギー対策**にも効果的です。

【3ヶ月～10ヶ月】 寝返り&ハイハイ

[POINT 5]

寝返りや、ずりばい（腹ばい）などを始めた時に、ベッドとは異なり**落下の心配**がありません。そのためパパやママの不安が少なくなりストレスも軽減されます。

[POINT 6]

畳はフローリングと違い滑りにくいので、ハイハイがしやすいのが特長です。ハイハイをすることで全身の筋肉が鍛えられ**足腰が丈夫**になり足だけで歩く力が身に付きます。

[POINT 7]

特に目が離せないこの時期、畳のお部屋はお子様を見守りながら洗濯物を畳むなどの**家事に便利**です。また、ひと休みしたい時などのスペースや来客時には客間として使用することができます。

[POINT 8]

離乳食が始まるこの時期、**撥水機能**がある国産天然畳表のウォータージュエリー加工表は食べ物やジュースなどの液体をこぼしても水分を弾いてくれるため安心です。

【11ヶ月～1歳前後】 つかまり立ち ヨチヨチ歩き

[POINT 9]

フローリングのように滑ることが少なく、畳の凸凹が立ち上がる時の踏ん張る力を支えてくれます。つかまり立ちの機会が増えることで自分の体重を支える筋肉や骨が発達し、姿勢が良くなり運動機能も発達します。

[POINT 10]

洋室に比べ和室は物を置くことが少ないため、安全に立ったり歩いたりできるスペースを確保できます。床に座ったり寝転がったりしながら遊ぶことが多い小さなお子様にピッタリです。

[POINT 11]

つかまり立ちやヨチヨチ歩きの時期は、全体の重心に対して頭が重く急にふらついたり転んだりしやすくなります。畳はクッション性があるため衝撃を吸収し、フローリングで転んだ時よりもケガが少なくすみます。

[POINT 12]

ケアケア・ハイハイ畳（衝撃緩和型畳床）は、転倒や転落の際の衝撃を和らげたり、滑りにくくつまずきにくい特性があります。クッション性のある構造で、おむつ替えや着替えでヒザをついても疲れにくいのが特長です。

【2歳頃】 歩き始め

[POINT 13]

遊び場を和室に限定することでおもちゃが散らかるのを防ぐことができます。また、眠くなったらフローリングより柔らかい畳に寝かせられます。リビングの続き間の和室・畳コーナーではキッチンからも目が届きやすく安心です。

[POINT 14]

畳には細かな空気層があります。その層が子どもの泣き声などの大きな声や飛び跳ねたり走り回った時の物音を和らげてくれるのでマンションなどの集合住宅での音問題の対策になります。

[POINT 15]

和室のないお家でも、置き畳なら気軽に敷くことができます。ホームセンターなどで売っている置き畳は外国産の畳表（ゴザ）を使っていることが多いですが畳屋さんでは安心・安全な国産畳表の置き畳を購入することができます。

[POINT 16]

スタイリッシュなお部屋もカラーバリエーションが豊富な工業表からイメージに合った畳を作ることができます。工業表は表面に防水・防汚加工を施しているのでお手入れ簡単。カビ・ダニの発生を抑え、色あせにくいのが特長です。

畳で子育て体験談 1歳女の子の子育てママ (K様32歳)

産後すぐ洋室のベッドで赤ちゃんと一緒に寝ていました。ある日の夜、赤ちゃんがベッドから落ち大泣きして飛び起きことをきっかけに洋室から和室へ寝室を移動しました。和室で布団を敷いて寝るようになってから赤ちゃんの落下を気にすることなく、自分自身もぐっすり眠れるようになりました。こんなことならもっと早く和室で生活すれば良かったです。

畳の上で子育てするメリットは沢山あります。例えば睡眠中の赤ちゃんの寝返りはベッドのように落下する心配もなく、ママは安心して眠ることができます。また10ヶ月頃からつかまり立ちをする時は、赤ちゃんがまだ不安定で度々転んだりします。特に頭を打つ事も多いですが畳の上ならクッション性もあり安心してつかまり立ちをさせることができます。

監修：社)子育てデザイン総合研究所mamagaku
学長 新井 美里 氏

お台場・武蔵小杉・吉祥寺・豊洲の商業施設にて全講座赤ちゃん連れOKのママガクを運営。講座と親子イベントで年間約8千名述べ3万人以上の妊娠中～2歳前後の親子に子育てを学ぶ楽しさを伝えている。

畳で子育て体験談 2歳男児の子育てママ (N様28歳)

8階建ての7階に住んでいるのですが、階下の方から管理会社を通じて足音がうるさいと苦情がきました。どうすれば良いかとネットで調べているとオーダーマイドで置き畳を作れることを知り、早速畳屋さんに連絡しました。すぐにお部屋のサイズを測ってもらい、我が家にぴったりの置き畳を作っていただきました。それ以来、苦情が来ることも無くひと安心しております。

子どもが歩き始める頃になると、ドタバタ足音を立てながら、家の中で色々な遊びを始めるようになります。また泣き声や話し声も大きくなります。畳は吸音効果や衝撃音が吸収されることが解っていますので、畳を敷くことで、ご近所トラブルの回避にもなります。和室でなくても置き畳など後から購入できるものもあり子育てファミリーの大きな味方になってくれます。

監修：NPO法人子育てパレット
代表理事 三浦 りさ 氏

東京の子育てサロンを拠点に、電話相談や子育て講座・講師など、日々沢山の親子と接している経験の中から「畳での育児メリット」などもお伝えしています。

■介護保険における住宅改修費支給制度を活用することができる!

介護保険における住宅改修費支給制度を活用できます。これは、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが発行する「介護保険における住宅改修・実務解説」の中で、平成29年7月改訂版（現在は令和2年6月改訂版）において床材の変更について条件付きで畳敷きへの変更も居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の工事として付け加えられたものだ。その結果、住宅改修費の支給対象となる住宅改修の工事種類の中で「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更」では、これまで畳敷から板製床材やビニル系床材等への変更が想定されるとしていたものが、「居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む）への変更や板製床材等から畳敷への変更」についても認められるようになった。また、一般社団法人高齢者住宅協会が発行する「人生の折返し住まいと暮らしを考えてみませんか改修提案の手引き」にも主要動線上のバリアフリーの改修メニュー例に衝撃緩和型畳へ交換など掲載されております。

小規模な住宅改修の流れ ※給付割合は市区町村によって異なりますので各自お問い合わせください。

■利用者の負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市区町村に申請すると、費用の9割または8割が支給されます。(償還払い)

※市区町村に登録された事業者により改修工事を行った場合は、利用者は自己負担(1割または2割)のみを事業者へ支払うことにより住宅改修を行うことができます。(受領委任払い)

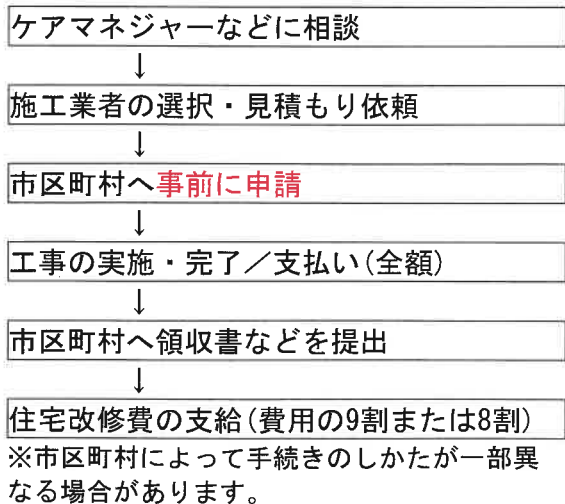
■利用限度額について

※20万円を上限とし、原則1回限りとなります。

※1回の改修で20万円を使いきらずに、数回に分けて使うこともできます。

※引越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

【手続きの流れ】



【申請に必要な書類】

- ・住宅改修費支給申請書
- ・工事費見積書
- ・住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーや福祉環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- ・改修後の完成予定の状態がわかるもの
写真または簡単な図を用いたもの。
- ・住宅の所有者の承諾書
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

【提出に必要な書類】

- ・住宅改修に要した費用の領収書
- ・工事費の内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- ・完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を貼付。